

~下水道の適切な使用をお願いします~

うきは市では、美しい水環境を守り快適な生活が送れるよう、下水道の整備を推進し てきました。下水道により、家庭の台所・水洗トイレ・風呂や、事業場から排出された 汚水は管渠を通り、終末処理場で浄化され、河川に放流されています。暮らしや産業に 必要な水の多くを地下水によりまかなう水環境に恵まれた本市において、下水道は汚水 の浸透を防ぎ、水質保全のため、重要な役割を果たしています。今号では、9月10日の 「下水道の日」に合わせ、下水道への加入や適切な使用についてお知らせします。

■早期接続について

下水道事業は料金収入で賄 経営安定にもつながりますの で、ご協力をお願いします。

- ■口座振替利用について 分担金・使用料のお支払い は便利な口座振替の利用をお 願いします。
- ■家屋の解体時の注意 下水道本管へ接続するため の宅内にある公共桝を撤去し ないでください。

■排水に異物を流さない

下水道に異物が流入し、管 発生しています。

モップ、紙おむつなどの水 に溶けないものは下水道に流 さないようにお願いします。

※下水道法の規定により、施 設の機能に障害を与えた者に、 5年以下の懲役又は100万円 以下の罰金が課せられます。

※モップと見られる繊維(写 真)が、マンホールポンプに われています。接続率向上で、の詰まりや機械の停止などが 絡まり、停止する事案が発生 しています。

> 少しずつの流入でも、流末 では、このような状況になっ ています。



●問合せ 水環境課 ☎75-4983